

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）</p> <p>第二条 農林中央金庫は、法第三条第四項の規定による従たる事務所 所の設置、移転又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申 請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に 提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 従たる事務所の設置をしようとする場合には、当該事務所に おいて取り扱う業務の範囲を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務 所の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合す るかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保 に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の</p>	<p>（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）</p> <p>第二条 農林中央金庫は、法第三条第四項の規定による従たる事務 所の設置、移転又は廃止の認可を受けようとするときは、認可申 請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に 提出しなければならない。</p> <p>一 理由書</p> <p>二 従たる事務所の設置をしようとする場合には、当該事務所に おいて取り扱う業務の範囲を記載した書面</p> <p>三 その他参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務 所の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合す るかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保 に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の</p>

自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年財務省令第三号）

内閣府
農林水産省

第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第五項第九号ト、第九十六条、第百条及び第百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

二 農林中央金庫の経営管理に係る体制等に照らし、農林中央金庫の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

三 当該従たる事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）

第十三条 法第二十四条第五項（法第七十三条第九項、令第七条第五項並びに第九十五条第十五項、第九十七条第五項、第百条第十一項、第百条の二第五項、第百四条第三項、第百四条の二第五項

自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年財務省令第三号）

内閣府
農林水産省

第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第九十五条第六項第二号ト、第百条、第百条の二及び第百四条の二第一項第二号トにおいて同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

二 農林中央金庫の経営管理に係る体制等に照らし、農林中央金庫の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

三 当該従たる事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、顧客の情報の管理が適切に行われること。

（農林中央金庫が有する議決権に含めない議決権）

第十三条 法第二十四条第五項（法第七十三条第八項、令第七条第五項並びに第九十五条第十三項、第九十七条第七項、第百条第六項、第百四条第三項、第百四条の二第四項及び第百五十条第六項

及び第百五十条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第百十三条を除き、以下同じ。）とする。

一 農林中央金庫の子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である証券専門会社（法第七十二条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）及び有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第九十五条第七項第一号及び第百四条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合

において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、農林中央金庫又はその子会社が有する議決権に含まないものとされる主務省令で定める議決権は、次に掲げる株式又は持分（以下「株式等」という。）に係る議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに第四項、第七十八条並びに第百十三条を除き、以下同じ。）とする。

一 農林中央金庫の子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。以下同じ。）である証券専門会社（法第七十二条第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）及び有価証券関連業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社が業務として所有する株式等

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をしている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式等（当該株式等に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について農林中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号及び第百四条の二第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として

員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式等で、農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けたもの

六 農林中央金庫の子会社である第九十七条第二項第二十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第六条に規定する承認事業計画に従つて営む同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業により取得し、又は所有する株式等

2 法第二十四条第五項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益

取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

五 前二号に準ずる株式等で、農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けたもの

六 農林中央金庫の子会社である第九十七条第二項第二十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第六条に規定する承認事業計画に従つて営む同法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業により取得し、又は所有する株式等

2 法第二十四条第五項の規定により、信託財産である株式等に係る議決権で、農林中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益

者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一项に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3 農林中央金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

4 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式等について、農林中央金庫が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

（付随業務）

第五十八条 法第五十四条第四項第五号の主務省令で定める証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第六十二条第一項及び第一百二十二条において同じ。）の預金証書

者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる主務省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第十条の規定により子会社が投資信託委託会社（同法第二条第十一项に規定する投資信託委託会社をいう。以下同じ。）としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権及び同法第十条の規定に相当する外国の法令の規定により子会社が同法に相当する外国の法令の規定により投資信託委託会社に相当する者としてその行使について指図を行う株式等に係る議決権とする。

3 農林中央金庫は、第一項第五号の承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

4 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請に係る株式等について、農林中央金庫が議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができないものであるかどうかを審査するものとする。

（付随業務）

第五十八条 法第五十四条第四項第五号の主務省令で定める証書をもって表示されるものは、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第六十二条第一項及び第一百二十二条において同じ。）の預金証書

-
- 二 コマーシャル・ペーパー
 - 三 住宅抵当証書
 - 四 貸付債権信託の受益権証書
 - 五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券
 - 六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書
 - 七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業（法第七十二条第一項第五号に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの
 - 八 法第五十四条第四項第十四号又は第十六号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書
 - 2 法第五十四条第四項第六号の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、金銭債権（法第五十四条第四項第六号に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。

-
- 二 コマーシャル・ペーパー
 - 三 住宅抵当証書
 - 四 貸付債権信託の受益権証書
 - 五 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券
 - 六 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権の受益権証書
 - 七 外国の法人の発行する証券又は証書で銀行業（法第七十二条第一項第五号に規定する銀行業をいう。以下同じ。）を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの
 - 八 法第五十四条第四項第十四号又は第十六号に規定する取引に係る権利を表示する証券又は証書
 - 2 法第五十四条第四項第六号の特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるものは、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の十七第一項第二号又は同条第三項に規定する有価証券（同項に規定する有価証券については、金融商品取引法第二条第一項第四号又は第五号に掲げるものの性質を有するものに限る。）であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四十条第一号に規定する譲渡資産が、金銭債権（法第五十四条第四項第六号に規定する金銭債権をいう。以下この項において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権であるものとする。
-

- 3 法第五十四条第四項第十号の二の主務省令で定めるものは、次に掲げる外国銀行（同項第十号に規定する外国銀行をいう。以下同じ。）の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。
- 一 農林中央金庫が次に掲げる認可を受けてその子会社としてい
る外国銀行
- イ 法第七十二条第四項（同条第七項において準用する場合を
含む。）の規定による認可対象会社（同条第四項に規定する
認可対象会社をいう。以下同じ。）を子会社とすることの認
可
- ロ 法第七十二条第五項ただし書の規定による認可
- 二 農林中央金庫の子会社でない外国銀行
- 4 法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定める
ものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ
取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。
- 一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条
第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう
。以下同じ。）
- 二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規
定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指
標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資

- 3 法第五十四条第四項第十号の二の主務省令で定めるものは、次
に掲げる外国銀行（同項第十号に規定する外国銀行をいう。以下
同じ。）の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第一項
及び第二項に規定する業務（代理又は媒介に係る業務及び銀行が
同項（第八号及び第八号の二を除く。）の規定により代理又は媒
介を行うことができる業務を除く。）の代理又は媒介とする。
- 一 農林中央金庫が次に掲げる認可を受けてその子会社としてい
る外国銀行
- イ 法第七十二条第七項（同条第九項において準用する場合を
含む。）の規定による認可対象会社（同条第七項に規定する
認可対象会社をいう。第百条及び第百一条において同じ。）
を子会社とすることの認可
- ロ 法第七十二条第八項ただし書の規定による認可
- 二 農林中央金庫の子会社でない外国銀行
- 4 法第五十四条第四項第十四号及び第十五号の主務省令で定める
ものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ
取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。
- 一 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条
第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう
。以下同じ。）
- 二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規
定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指
標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資

産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。
。）に係る取引

5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。第六十五条において「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて

産関連金融指標をいう。第九十五条第二項第一号において同じ。
。）に係る取引

5 法第五十四条第四項第十六号の類似する取引であつて主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 当事者が数量を定めた商品について当該当事者間で取り決めた商品相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。第六十五条において「商品デリバティブ取引」という。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

(1) 当該売買取引に係る商品を決済の終了後に保有することとならないこと。

(2) 当該売買取引に係る商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

二 当事者が数量を定めた算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二条第六項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（次に掲げる取引に限る。）

イ 差金の授受によって決済される取引

ロ 算定割当量及びその対価の授受を約する売買取引であつて

、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

6 法第五十四条第四項第十六号の農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

7 法第五十四条第四項第十七号の主務省令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで又は第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

8 法第五十四条第四項第二十号イの主務省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであって、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされてい

、当該売買取引に係る算定割当量を決済の終了後に保有することとならないもの

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において前二号に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

6 法第五十四条第四項第十六号の農林中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

7 法第五十四条第四項第十七号の主務省令で定めるものは、上場商品構成物品等（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第十五条第一項第一号に規定する上場商品構成物品等をいう。）について商品市場（同法第二条第九項に規定する商品市場をいう。）における相場を利用して行う同法第二条第十四項第一号から第三号まで又は第四号（ニを除く。）に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理とする。

8 法第五十四条第四項第二十号イの主務省令で定めるものは、機械類その他の物件を使用させる契約のうち使用期間（同号イに規定する使用期間をいう。以下この項において同じ。）の中途において契約の解除をすることができない旨の定めがないものであって、相手方が、当該契約に係る使用期間の中途において当該契約に基づく義務に違反し、又は当該契約を解除する場合において、未経過期間に係る使用料のおおむね全部を支払うこととされてい

るものとする。

9 法第五十四条第四項第二十号ロの主務省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

10 法第五十四条第四項第二十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫の保有する人材、情報通信技術、設備その他の農林中央金庫の営む同条第一項各号に掲げる業務に係る経営資源に加えて、次に掲げる業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあっては、需要の状況によりその相当部分が活用されないときにおいても、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものに限る。）とする。

一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（以下

「経営相談等業務」という。）

二 高度の専門的な能力を有する人材その他の農林中央金庫の利用户である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の農林中央金庫の営む業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者

るものとする。

9 法第五十四条第四項第二十号ロの主務省令で定める費用は、利子及び手数料の額とする。

「項を加える。」

派遣の対象となるものに限る。第九十九条の二第三号において同じ。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）

三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（農林中央金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（農林中央金庫が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

五 農林中央金庫の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行う業務

（預金者等に対する情報の提供）

第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（預金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金利の明示

（預金者等に対する情報の提供）

第六十条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一 主要な預金等（預金又は定期積金をいう。以下同じ。）の金利の明示

- 二 取り扱う預金等に係る手数料の明示
- 三 取り扱う預金等のうち農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示
- 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面又は当該書面に記載すべき事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う預金者等の求めに応じた説明及び当該書面の交付
- イ 名称（通称を含む。）
 - ロ 受入れの対象となる者の範囲
 - ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
 - ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
 - ホ 払戻しの方法
 - ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
 - ト 手数料
 - チ 付加することのできる特約に関する事項
 - リ 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- (1) 指定紛争解決機関（法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二十四第十八号、第一百二十二条第四号ニ及び第四百四十七条

- 二 取り扱う預金等に係る手数料の明示
- 三 取り扱う預金等のうち農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十五条に規定する保険金の支払の対象であるものの明示
- 四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付
- イ 名称（通称を含む。）
 - ロ 受入れの対象となる者の範囲
 - ハ 預入期間（自動継続扱いの有無を含む。）
 - ニ 最低預入金額、預入単位その他の預入れに関する事項
 - ホ 払戻しの方法
 - ヘ 利息の設定方法、支払方法、計算方法その他の利息に関する事項
 - ト 手数料
 - チ 付加することのできる特約に関する事項
 - リ 預入期間の中途での解約時の取扱い（利息及び手数料の計算方法を含む。）
- 又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
- (1) 指定紛争解決機関（法第九十五条の六第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第八十五条の二十四第十八号、第一百二十二条第四号ニ及び第四百四十七条

の十一第十八号において同じ。)が存在する場合 農林中
央金庫が法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施
基本契約(法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続
実施基本契約をいう。以下同じ。)を締結する措置を講ず
る当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関
の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 農林中中央金庫の法
第五十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置(同条
第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。
)及び紛争解決措置(同条第二項第二号に規定する紛争解
決措置をいう。以下同じ。)の内容

ル その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金
が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には
、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと
その他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十一項
に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は
外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国
市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券
関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ 法第五十四条第四項第十六号に規定する金融等デリバティ
ブ取引

の十一第十八号において同じ。)が存在する場合 農林中
央金庫が法第五十七条の二第一項第一号に定める手続実施
基本契約(法第九十五条の六第一項第八号に規定する手続
実施基本契約をいう。以下同じ。)を締結する措置を講ず
る当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関
の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 農林中中央金庫の法
第五十七条の二第一項第二号に定める苦情処理措置(同条
第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。
)及び紛争解決措置(同条第二項第二号に規定する紛争解
決措置をいう。以下同じ。)の内容

ル その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項
五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金
が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には
、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと
その他当該商品に関する詳細な説明

イ 市場デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十一項
に規定する市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は
外国市場デリバティブ取引(同条第二十三項に規定する外国
市場デリバティブ取引をいう。以下同じ。)のうち有価証券
関連デリバティブ取引に該当するもの以外のもの

ロ 法第五十四条第四項第十六号に規定する金融等デリバティ
ブ取引

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（以下「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 農林中央金庫は、前項第四号の規定による書類の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、農林中央金庫は、当該書面を交付したものとみなす。

3 農林中央金庫は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる第八条

ハ 先物外国為替取引

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引及び外国金融商品市場（同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。）における同条第二十一項第一号に掲げる取引と類似の取引を除く。）

ホ 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引（同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。）（以下「国債証券等」という。）並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。）

六 変動金利預金の金利の設定の基準となる指標及び金利の設定の方法が定められている場合にあつては、当該基準及び方法並びに金利に関する情報の適切な提供

2 農林中央金庫は、前項第四号の規定による書類の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該預金者等の承諾を得て、商品情報を電磁的方法により提供することができる。この場合において、農林中央金庫は、当該書面を交付したものとみなす。

3 農林中央金庫は、前項の規定により商品情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該預金者等に対し、その用いる第八条

各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、預金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為）

第八十五条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第八十三条の二各号に掲げる行為

二 外国銀行代理業務を行う場合にあつては、第八十五条の四十

各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、預金者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該預金者等に対し、商品情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該預金者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

5 農林中央金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第十一條第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（特定預金等契約の締結等の業務に係る禁止行為）

第八十五条の二十七の二 準用金融商品取引法第三十八条第九号の主務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第八十五条各号に掲げる行為

二 外国銀行代理業務を行う場合にあつては、第八十五条の四十

四各号に掲げる行為

三 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

四 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

五 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特

四各号に掲げる行為

三 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 外貨預金等書面

ハ 契約変更書面

四 特定預金等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

五 特定預金等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特

別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

六 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）

（に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（専門子会社の業務等）

第九十五条 法第七十二条第一項第一号の二の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林中央金庫、その子会社（法第七十二条第一項第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。）その他次条第一項各号に掲げる者（次項第二号及び第十四項第二号イにおいて「農林中央金庫等」という。）の営む業務のために営むもの

二 第九十七条第二項各号に掲げる業務（農林中央金庫が証券専門会社等（証券専門会社、法第七十二条第一項第三号に規定する証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社をいう。第十四項第二号ロにおいて同じ。）を子会社としていない場合にあつては第九十七条第二項第三号から第三十四号までに掲げる業務を、農林中央金庫が信託専門会社等（法第七十二条第一項第一号に規定する信託兼営銀行（以下「信託兼営銀行」という。））、法第七十二条第一項第四号に規定する信託専門会社又は信託業（信託業法第二条第一項に規定する信託業をい

別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

六 特定預金等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）

（に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（専門子会社の業務等）

第九十五条 法第七十二条第一項第一号の二の主務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は次条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二 第九十七条第二項各号に掲げる業務（同項第三十号から第三十四号までに掲げる業務については証券子会社等（法第七十二条第二項第五号に規定する証券子会社をいう。）を有する場合に限り、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等（法第七十二条第二項第六号に規定する信託子会社をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。）

う。)を営む外国の会社をいう。以下同じ。)を子会社としていない場合(農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。)にあつては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を、それぞれ除く。)

2

法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。))の分析に基

2

法第七十二条第一項第二号の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号及び第十六号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第五十八条第五項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるものに限る。)のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為(同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。))の分析に基

づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林中央金庫等の営む業務のために営むもの

三 第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、農林中央金庫が信託専門会社等の子会社としていない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を除く。）

3 法第七十二条第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

づく投資判断（同法第二条第八項第十一号口に規定する投資判断をいう。次項第一号並びに第九十七条第二項第十二号及び第二十三号において同じ。）に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

二 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は次条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

三 第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

3 法第七十二条第一項第三号及び第三号の二の主務省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務とする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、農林中央金庫が信託専門会社等を子会社としていない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務を除く。）

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿（金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次項及び第七項において同じ。）に登録されている株式の発行者である会社以外の新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この項において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。第十二項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動開始日（会社が現に行っている事業活動と異なる種類の

二 累積投資契約（金融商品取引法第三十五条第一項第七号に規定する累積投資契約をいう。）の締結の媒介

三 金融商品取引法第三十五条第一項第一号に規定する有価証券の貸借の媒介

四 前項第二号に掲げる業務

五 第九十七条第二項各号に掲げる業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除き、第九十七条第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については、信託子会社等を有する場合に限る。）

4 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する会社とする。

新事業活動を開始した日をいう。)以後十年を経過していない会社とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

- 一 中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この項及び第十項において同じ。）であつて、設立の日又は新事業活動（会社が現に行っている事業と異なる種類の事業であつて、商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。次号及び第三号において同じ。）の開始の日以後十年を経過しておらず、かつ、前事業年度又は前年においてイに掲げる金額のロに掲げる金額に対する割合が百分の三を超えているもの
 - イ 試験研究費その他新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の合計額
 - ロ 総収入金額から固定資産又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十一号に規定する有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額
- 二 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後二年を経過しておらず、常勤の新事業活動従事者（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関

〔号を削る。〕

5 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動に従事する者であつて、研究者に該当しない者に限る。以下この号において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

三 中小企業者であつて、設立の日又は新事業活動の開始の日以後一年を経過しておらず、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

5 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいずれかに該当する会社とする。

- 一 中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社
- 二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社
- 三 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社
- 四 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（農林中央金庫、銀行等（銀行又は令第四十四条各号に掲げる者をいう。次号及び次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社、同条第七項に規定する外国保険会社等、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

七 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社

八 合理的な経営改善のための計画（農林中央金庫、銀行等（銀行又は令第四十四条各号に掲げる者をいう。次項第一号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険業法第二条第二項に規定する保険会社（同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであって、当該措置の実施により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

九 当該会社に金銭債権を有する農林中央金庫又は銀行等（当該農林中央金庫又は銀行等がない場合にあつては、農林中央金庫又はその子会社が当該会社の議決権を取得する場合における農林中央金庫）及び次のいずれかに該当するものが関与して策定された合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第九十七条第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社（農林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

十 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限る。）

〔号を加える。〕

九 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の

承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

6 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第十号に掲げる会社に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 農林中央金庫又は銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該農林中央金庫又は銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第七十二条第一項第十号の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に前項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与していること。

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

7 法第七十二条第一項第十一号の主務省令で定める会社は、金融

商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、

承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

6 法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める要件は、農林中央金庫又はその子会社が前項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 銀行等又は農林中央金庫による人的な又は財政上の支援その他の当該銀行等又は農林中央金庫が行う事業の再生のための支援をその内容を含む事業計画（法第七十二条第一項第九号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

二 前号の事業計画の作成に次のいずれかに該当するものが関与していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第九十七条第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社（農

林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつていているもの

ロ 当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第五項九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

8

第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当して

7

第四項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を農林中央金庫又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第四項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が

いたものも、その議決権が農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

9 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは、「第七十二条第一項第十号」と読み替えるものとする。

10 第八項の規定は、第七項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、第八項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは「第七十二条第一項第十号」と読み替えるものとする。

11 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第四項に規定する会社若しくは第八項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）第五項に規定する会社若しくは第九項において読み替えて準用する第八項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第八項の主務省令で定める会社に該当するもの（以下この項において「地域活性化事業会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社及び地域活性化

農林中央金庫又はその子会社により担保権の実行による株式等の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に該当するものとする。

8 前項の規定は、第五項に規定する会社に該当していたものに準用する。この場合において、前項中「第七十二条第一項第九号」とあるのは、「第七十二条第一項第九号の二」と読み替えるものとする。

「項を加える。」

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特定子会社（第十一項に規定する会社をいう。以下同じ。）がその取得した第四項に規定する会社若しくは第七項の規定に該当する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第七項の規定に該当する会社（以下「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第五項第九号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過

事業会社の議決権にあってはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第五項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社、当該事業再生会社及び当該地域活性化事業会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては農林中央金庫に係る同項第十号の主務省令で定める会社に、地域活性化事業会社にあつては農林中央金庫に係る同項第十一号の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三百三条第一項第九号、第四百四条の二第四項並びに第五百十条第一項第十号、第十八号及び第二十一号並びに第七項において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ

する日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の主務省令で定める会社に、事業再生会社にあつては農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社に、それぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（国内の会社（法第七十三条第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第三百三条第一項第九号、第四百四条の二第三項及び第五百十条第一項第二十号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日にお

。を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

12 第五項及び第九項の規定にかかわらず、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第十号の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 十年
 - 二 中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権 三年
- 13 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、次に掲

ける基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

10 第五項及び第八項の規定にかかわらず、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは農林中央金庫に係る法第七十二条第一項第九号の二の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数を下回ることとなる場合において、農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

- 一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 十年
 - 二 中小企業者以外の会社の発行する株式等に係る議決権 三年
- 11 法第七十二条第一項第九号の主務省令で定めるものは、第九十

げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

一 第九十七条第二項第二十号に掲げる業務

二 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言（前号に掲げる業務による資金の供給を受け、又は受けることが見込まれる株式会社に係るものに限る。）

14 法第七十二条第一項第十三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）とする。

一 信託兼営銀行を子会社とする持株会社

七条第二項第二十号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

12 法第七十二条第一項第十号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下同じ。）とする。ただし、当該持株会社が第九十七条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により農林中央金庫、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むものでなければならない。

一 次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号及び第五号に掲げる会社を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。）

イ 証券専門会社、証券仲介専門会社（法第七十二条第一項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）又は同項第六号に掲げる会社

ロ 信託専門会社（法第七十二条第一項第四号に規定する信託

二 前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む会社

イ 第九十七条第一項各号に掲げる業務であつて、農林中央金庫等の営む業務のために営むもの

ロ 第九十七条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあつては同項第三十号から第三十四号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社等を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合（農林中央金庫の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）を除く。）にあつては第九十七条第二項第三十五条から第三十七条までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

専門会社をいう。以下同じ。）又は同項第七号に掲げる会社

二 前号イに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号に掲げる会社を有しない場合に限る。）

三 第一号ロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの（子会社として法第七十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる会社を有しない場合に限る。）

四 法第七十二条第一項第一号の二、第三号の二又は第八号から第九号の三までに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつて

「号を削る。」

「号を削る。」

15 法第二十四条第五項の規定は、第五項第九号、第六項、第八項（第九項及び第十項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項、第十二項及び前項二号ロに規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫に類する者）

第九十六条 法第七十二条第一項第八号の主務省令で定めるものは

は、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに第九十七条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

五 法第七十二条第二項第五号ハに規定する農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち第九十七条第五項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第三十五号から第三十七号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

六 法第七十二条第二項第六号ニに規定する農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行（同号イに規定する信託兼営銀行をいう。以下同じ。）又は信託専門会社の子会社のうち第九十七条第六項に定める持株会社にあつては、専ら当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同条第一項各号及び第二項各号（第三十号から第三十四号までを除く。）に掲げる業務を営むもの

13 法第二十四条第五項の規定は、第六項、第七項（第八項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九項及び第十項に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫に類する者）

第九十六条 法第七十二条第一項第八号の主務省令で定めるものは

、農林中央金庫の子会社等（農林中央金庫金庫の子会社（同項第一号、第一号の二及び第五号に掲げる会社に限る。）を除く。）とする。

「号を削る。」

「号を削る。」

「項を削る。」

、次に掲げるものとする。

一 農林中央金庫の農林中央金庫集団（農林中央金庫及びその子会社の集団（特定子銀行（農林中央金庫の子会社のうち、法第七十二条第一項第一号、第一号の二又は第五号に掲げる会社をいう。以下この号において同じ。）及び農林中央金庫の特定子銀行以外の子会社の集団を含む。）をいう。次号において同じ。）。

二 農林中央金庫又は農林中央金庫集団及び次に掲げる者

イ 金融機関等

ロ 金融機関等集団

ハ 銀行等持株会社集団

2 前項第二号に規定する「金融機関等」、「金融機関等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者

イ 銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社の子会社（銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会又は当該連合会の子会社（信用金庫連合会にあっては、銀行又は銀行業を営む外国の会社）に限り、信

用協同組合連合会及び労働金庫連合会にあつては、銀行に限る。）を含む。）

ハ 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会（農業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ニ 漁業協同組合（水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。））、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。））（漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ 株式会社商工組合中央金庫

二 金融機関等集団 前号に規定する金融機関等及びその子会社の集団又は当該金融機関等の子銀行（当該金融機関等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該金融機関等の子銀行以外の子会社の集団をいう。

三 銀行等持株会社集団 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省

(従属業務等)

第九十七条 法第七十二条第二項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 他の事業者等のための不動産（原則として、農林中央金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産又は事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株子会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。

(従属業務等)

第九十七条 法第七十二条第二項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- 一 他の事業者等のための不動産（原則として、農林中央金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産又は事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

「号を削る。」

- 七 他_レの事業者等_ハの現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 八 他_レの事業者等_ハの業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 九 他_レの事業者等_ハの行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい_ル財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十 他_レの事業者等_ハが資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他_レの事業者等_ハのために当該債権の担保の目的となつてい_る財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十一 他_レの事業者等_ハの行う資金の貸付けに関し相談に_レ応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに_レ関し必要となる事務を行う業務
- 十二 他_レの事業者等_ハの行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに_レ関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他_レの事業者等_ハの事務に係る計算を行う業務
- 十四 他_レの事業者等_ハの事務に係る文書、証券その他の書類の作成

- 七 他_レの事業者の業務に_レ関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に_レ該当するものを除く。）
- 八 他_レの事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 九 他_レの事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 十 他_レの事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となつてい_る財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 十一 他_レの事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他_レの事業者のために当該債権の担保の目的となつてい_る財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務
- 十二 他_レの事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに_レ関し必要となる事務を行う業務
- 十三 他_レの事業者の事務に係る計算を行う業務
- 十四 他_レの事業者の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、

、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に該当するものを除く。）

二十 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証券の集配を行う業務

二十一 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 農林中央金庫又はその子会社である信託兼営銀行（以下この号において「農林中央金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該農林中央金庫等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十四 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一 農林中央金庫の業務（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

二 次に掲げる業務（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介

イ 銀行の業務

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務

ハ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）

ニ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合

二十三 農林中央金庫又はその子会社である信託兼営銀行（以下この号において「農林中央金庫等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該農林中央金庫等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十四 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 法第七十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務（農林中央金庫のために行う場合を含む。）とする。

一 農林中央金庫の業務（第五号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

二 次に掲げる業務（第五号に掲げる業務を除く。）の代理又は媒介

イ 銀行の業務

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務

ハ 農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）

ニ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合

又は水産加工業協同組合連合会の業務（漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限る。）

三 信託兼営銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を除く。）の代理（当該代理を行う会社を子会社とする農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。）

四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三

又は水産加工業協同組合連合会の業務（漁業協同組合にあつては水産業協同組合法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の五第二項に規定する信用事業に限る。）

三 信託兼営銀行又は銀行業を営む外国の会社の業務（信託業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務をいう。以下同じ。）を除く。）の代理（当該代理を行う会社を子会社とする農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は銀行業を営む外国の会社のために行うものに限る。）

四 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

五 信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三

条第一項第三号から第五号までに掲げる業務に該当するものを除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

七 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第一号及び第二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

七の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。)

七の三 農林中央金庫電子決済等代行業(法第九十五条の五の第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

八 法第五十四条第四項に掲げる業務(同項第十号、第十号の二、第二十号及び第二十三号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

九 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二

条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。)を受託する契約の締結の代理又は媒介

七 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。)であつて業として行うもの(第一号及び第二号に掲げる業務を除く。)

七の二 金銭の貸付け以外の取引に係る業務であつて、金銭の貸付けと同視すべきもの(宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられており、かつ、当該取引が金銭の貸付け以外の取引であることにつき宗教上の規律について専門的な知見を有する者により構成される合議体の判定に基づき行われるものに限る。)

七の三 農林中央金庫電子決済等代行業(法第九十五条の五の第二項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

八 法第五十四条第四項に掲げる業務(同項第十号、第十号の二及び第二十号に掲げる業務、有価証券関連業その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。)

九 債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二

条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

十 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

十一 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集

十一の二 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

十三 削除

十四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

十五 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利

条各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあっては、農林水産大臣及び金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

十 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

十一 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集

十一の二 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為（同号に掲げる行為にあっては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）を行う業務

十三 削除

十四 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第三項に規定する商品投資顧問業

十五 それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号（以下この号及び次号において「カード等」という。）をこれにより商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者（以下この号及び次号において「利用者」という。）に交付し又は付与し、当該利

用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供者への交付を含む。）

次号において同じ。）をする業務

十六 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

十七 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十八 削除

十九 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

用者がそのカード等を提示し若しくは通知して、又はそのカード等と引換えに特定の販売業者又は役務提供者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供者に当該金額の交付（当該販売業者又は当該役務提供者以外の者を通じた当該販売業者又は当該役務提供者への交付を含む。）

次号において同じ。）をする業務

十六 利用者がカード等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の交付をし、当該利用者から当該金額を受領する業務

十七 資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十八 削除

十九 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として法第五十四条第四項第二十号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

二十 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十一 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業

二十二 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国におけるこれらと同種類のものを含み、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

二十三 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十

イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第五十四条第六項第一号イに掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

二十一 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業

二十二 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国におけるこれらと同種類のものを含み、投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

二十三 投資助言業務又は投資一任契約（金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。）に係る業務

二十三の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十

二年政令第四百八十号) 第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十二号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十三の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十四 経営相談等業務

二十五 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

二十六 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

二十七 主として子会社対象会社(法第七十二条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

二十八 主として子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務並びに計算受託業務

二十九 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又

二年政令第四百八十号) 第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用(その指図を含む。)を行う業務(第十二号及び前二号に掲げる業務に該当するものを除く。)

二十三の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十四 他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務

二十五 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

二十六 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

二十七 主として子会社対象会社(法第七十二条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下同じ。)に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務並びにこれらのデータの伝送役務を提供する業務

二十八 主として子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣及び金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売(プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。)を行う業務並びに計算受託業務

二十九 確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又

は授受に関する業務

二十九の二 法第五十四条第七項第五号に掲げる業務

二十九の三 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十

一条第一項に規定する電子債権記録業

三十 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

三十一 有価証券に関する顧客の代理

三十二 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

三十三 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第三十号及び前号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三十四 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

三十五 財産の管理に関する業務のうち、第八号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を営む会社の議決権を保有する農林中央金庫（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号の事業を行う場合に限り、農林中央金庫の子会社が当該議決権を保有する場合における農林中央金庫を含む。）又は当該業務を営む会社の議決権を保有する農林中央金

は授受に関する業務

二十九の二 法第五十四条第七項第五号に掲げる業務

二十九の三 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十

一条第一項に規定する電子債権記録業

三十 有価証券の所有者と発行者との間の当該有価証券に関する事務の取次ぎを行う業務

三十一 有価証券に関する顧客の代理

三十二 株式会社の株式の発行による事業資金の調達を容易にすることを目的として当該株式会社に係る広告、宣伝又は調査を行う業務その他当該株式会社に対する投資者の評価を高めることに資する業務

三十三 有価証券に関連する情報の提供又は助言（第三十号及び前号に該当するものを除く。）

三十四 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務（有価証券関連業に該当するものを除く。）

三十五 財産の管理に関する業務のうち、第八号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を営む会社の議決権を保有する信託子会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

庫（その子会社が当該議決権を保有する場合における農林中央金庫を含む。）が子会社とする信託専門会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき、業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第十四号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を行う会社の議決権を保有する農林中央金庫（その子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあつては、当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

三十六 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第十四号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を行う会社を子会社とする農林中央金庫の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合にあつては、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

三十七 信託を引き受ける場合におけるその財産（不動産を除く。）の評価に関する業務

三十八 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

3 法第七十二条第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 前項第三十号から第三十四号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

三 前項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4 法第七十二条第二項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

三 第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

5 法第二十四条第五項の規定は、第二項第三十五号及び第三十六

3 法第七十二条第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 前項第三十号から第三十四号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

三 前項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

4 法第七十二条第二項第四号の主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

三 第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

5 法第七十二条第二項第五号ハの主務省令で定めるものは、農林

中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

6 法第七十二条第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

7 法第二十四条第五項の規定は、前二項に規定する議決権につい

号に規定する議決権について準用する。

(法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第九十八条 法第七十二条第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 農林中央金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

二 農林中央金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（農林中央金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三 農林中央金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいい、農林中央金庫又はその子会社の請求による場合を除く。第百三条第一項第五号において同じ。）

四 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第百三条第一項第六号において同じ。）

五 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

て準用する。

(法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由)

第九十八条 法第七十二条第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 農林中央金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得

二 農林中央金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（農林中央金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

三 農林中央金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の転換（当該株式がその発行会社に取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいい、農林中央金庫又はその子会社の請求による場合を除く。第百三条第一項第五号において同じ。）

四 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の株式等の併合若しくは分割又は株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。第百三条第一項第六号において同じ。）

五 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の定款の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

七 農林中央金庫の子会社である法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社による株式等の取得

八 農林中央金庫の子会社である前条第二項第二十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第七条の規定による同法第三条第一項の承認の取消しを受けたことにより第十三条第一項第六号に掲げる株式等に係る議決権に該当しなくなった議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないこと。

2 法第七十二条第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3 法第七十二条第五項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

4 法第七十二条第十二項本文の主務省令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

5 法第七十二条第十二項ただし書の主務省令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第九十九条 法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に

六 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の自己の株式等の取得

七 農林中央金庫の子会社である法第七十二条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社による株式等の取得

八 農林中央金庫の子会社である前条第二項第二十一号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第七条の規定による同法第三条第一項の承認の取消しを受けたことにより第十三条第一項第六号に掲げる株式等に係る議決権に該当しなくなった議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないこと。

2 法第七十二条第三項ただし書の主務省令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

3 法第七十二条第八項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

「項を加える。」

「項を加える。」

(認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務)

第九十九条 法第七十二条第七項の主務省令で定めるものは、次に

掲げる業務とする。

一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の三までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

三 第九十七条第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

(一定の業務高度化等会社)

第九十九条の二 法第七十二条第四項及び第十三項の主務省令で定める会社は、次に掲げる業務を専ら営む会社又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号。以下この条において「障害者雇用促進法」という。）第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第四十五条の二第一項の認定に係る子会社、関係会社若しくは関係子会社（それぞれ障害者雇用促進法第四十四条第一項、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項に規定する子会社、関連会社又は関係子会社をいう。）とする。

一 専ら情報通信技術を活用した農林中央金庫の法第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは農林中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二 特定の地域において生産され、若しくは提供される商品若しくは役務の販売又は提供を行う業務であつて、農林中央金庫の

掲げる業務とする。

一 第九十七条第二項第一号から第二十九号の三までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務

三 第九十七条第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

〔条を加える。〕

業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないもの

三 高度の専門的な能力を有する人材その他の農林中央金庫の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業（経営相談等業務その他の農林中央金庫の営む業務に関連して行うものであって、その事業の派遣労働者が常時雇用される労働者でないものに限る。）

四 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（農林中央金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（農林中央金庫若しくはその子会社が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行う業務（第一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

六 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

七 成年後見制度に係る相談の実施、成年後見人等（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）第二条第一項に規定する成年後見人等をいう。以下この号において同じ。）の事務の支援その他成年後見人等の事務を行う業務

八 前各号に掲げる業務に関し必要となる業務であつて、子会社対象会社（法第七十二条第一項第九号から第十二号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるもの
九 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（外国特定金融関連業務会社）

第九十九条の三 法第七十二条第六項第一号の主務省令で定めるものは、第九十七条第二項第七号、第十五号、第十六号及び第十九号に掲げるもの並びにこれらに附帯する業務とする。

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第百条 農林中央金庫は、法第七十二条第四項の規定による認可対象会社（同条第一項第十二号に掲げる会社（第九十九条の二に規定する会社を除く。以下「他業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

「条を加える。」

（認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面
 - イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
- 三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書類
 - イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る認可対象会社（当該認可対象会社を子会社とする法第七十二条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。）に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、

- 一 理由書
- 二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面
 - イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
- 三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書類
 - イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面
- 四 当該認可に係る認可対象会社に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書

財産及び損益の状況を知ることができる書面

二 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫の会員勘定の額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 農林中央金庫及びその子会社等（当該認可に係る認可対象会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

面

二 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（法第七十三条第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫の会員勘定の額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 農林中央金庫及びその子会社等（当該認可に係る認可対象会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。

三 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 農林中央金庫が認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る認可対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 前二項の規定は、法第七十二条第五項ただし書の規定による認可（農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた他業業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権を超えて保有することについての認可を除く。）及び同条第七項において準用する同条第四項の規定による認可について準用する。

4 農林中央金庫は、法第七十二条第八項の規定による子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承

五 農林中央金庫が認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

六 当該認可に係る認可対象会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

3 農林中央金庫は、法第七十二条第五項の規定による子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第五項ただし書の規定による認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその

認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書面

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、

財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

三 其他法第七十二条第八項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

5 農林中央金庫は、法第七十二条第十項の規定による同条第六項の期間又は同条第十項の規定により延長された期間の延長決定を受けようとするときは、延長申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三 当該延長に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすることについての認可を除く。）について準用する。

「項を加える。」

-
- イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 - 四 その他法第七十二条第十項の規定による延長に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面
- 6|| 農林中央金庫は、法第七十二条第十一項の規定による子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。
- 一 理由書
 - 二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面
 - イ 最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書面
 - ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面
 - 三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面
 - イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務
-

〔項を加える。〕

-
- 、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面
 - 四 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面
 - イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
 - ロ 業務の内容を記載した書面
 - ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面
 - ニ 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面
 - 五 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面
 - 六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面
- 7|| 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
-

「項を加える。」

-
- 一 農林中央金庫の資本金の額が当該申請に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。
 - 二 農林中央金庫及びその子会社等（当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を含む。）の連結自己資本比率が適正な水準となることが見込まれること。
 - 三 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。
 - 四 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。
 - 五 農林中央金庫が子会社対象会社以外の外国の会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。
 - 六 当該認可に係る子会社対象会社以外の外国の会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。
 - 七 農林中央金庫が現に子会社としている子会社対象外国会社（法第七十二条第九項第一号に規定する子会社対象外国会社をいう。）又は外国特定金融関連業務会社（同条第六項第一号に規定する外国特定金融関連業務をいう。以下この号において同じ。）の競争力（外国特定金融関連業務会社にあつては、当該外国特定金融関連業務会社の営む金融関連業務（同条第二項第二号に規定する金融関連業務をいう。）における競争力に限る。）
-

（）の確保その他の事情に照らして、農林中央金庫が子会社対象会社以外の外国の会社（外国特定金融関連業務会社を除く。）を子会社とすることが必要であると認められること。

8 前二項の規定は、法第七十二条第十二項ただし書の規定による認可について準用する。

9 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第十三項において準用する同条第四項の規定による認可（他業業務高度化等会社）に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

10 第四項の規定は、法第七十二条第十四項の規定による承認について準用する。この場合において、第四項第三号中「第七十二条第八項」とあるのは、「第七十二条第十四項」と読み替えるものとする。

11 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号（第三項及び第九項において準用する場合を含む。）、第二項第一号、第三項、第五項第二号、第六項第五号（第八項において準用する場合を含む。）並びに第七項第一号及び第四号（第八項において準用する場合を含む。）に規定する議決権について準用する。

（他業業務高度化等会社）の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二 農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算して他業業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて

「項を加える。」

5 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社）に該当する子会社としようとすることについての認可を除く。）について準用する。

「項を加える。」

6 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号（前二項において準用する場合を含む。）、第三項第二号及び第四項に規定する議決権について準用する。

（業務高度化等会社）の議決権をその基準議決権数を超えて取得すること等についての認可の申請等）

第百条の二 農林中央金庫は、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて

取得し、又は保有することについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る他業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書

取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 農林中央金庫に関する次に掲げる書面

イ 最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書面

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書面

イ 農林中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面

四 当該認可に係る業務高度化等会社に関する次に掲げる書面

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面
ロ 業務の内容及び当該業務を遂行する体制を記載した書面
ハ 最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書

(これらに類する書面を含む。)その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

二 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫の資本金の額が当該申請に係る他業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る他業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、農林中央金庫及びその子会社等(当該認可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

その他最近における業務、財産及び損益を知ることができる書面

二 役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

五 当該認可に係る農林中央金庫若しくはその子会社が合算して業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

六 その他次項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 農林中央金庫の資本金の額が当該申請に係る業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 当該申請に係る業務高度化等会社に対する出資が全額毀損した場合であっても、農林中央金庫及びその子会社等(当該認可により子会社等となる会社を除く。)の財産及び損益の状況が良好であることが見込まれること。

三 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有した後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る他業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは農林中央金庫の利用者の利便の向上又は地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資すると見込まれること。

七 農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫又はその子会社が合算して当該認可に係る他業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した後も、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 農林中央金庫又は当該認可に係る他業務高度化等会社の顧

三 農林中央金庫の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

四 当該申請時において農林中央金庫及びその子会社等の収支が良好であり、かつ、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社についてその基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後も又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

五 当該認可に係る業務高度化等会社がその業務を的確かつ公正に遂行することができること。

六 農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の業務高度化等会社を子会社とすることにより、農林中央金庫の営む法第五十四条第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資すると見込まれること。

七 農林中央金庫の業務の状況に照らし、農林中央金庫若しくはその子会社が合算して当該認可に係る業務高度化等会社の基準議決権数を超える議決権を取得し、若しくは保有した後も又は外国の業務高度化等会社を子会社とした後も、農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す著しいおそれがないと認められること。

八 農林中央金庫又は当該認可に係る業務高度化等会社の顧客に

客に対し、農林中央金庫としての取引上の優越的地位又は当該他業業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該他業業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 農林中央金庫又は当該認可に係る他業業務高度化等会社が行う取引に伴い、農林中央金庫又は当該他業業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第七十二条第五項ただし書の規定による認可（農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった他業業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること）についての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第十三項において準用する同条第四項の規定による認可（他業業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条十六項の規定による認可（他業業務高度化等会社について引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについての認可に限る。）について準用する。

5 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号並びに第二項第一

対し、農林中央金庫としての取引上の優越的地位又は当該業務高度化等会社の業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫の業務に係る取引の条件若しくは実施又は当該業務高度化等会社の業務に係る取引の条件若しくは実施について不利益を与える行為が行われる著しいおそれがないと認められること。

九 農林中央金庫又は当該認可に係る業務高度化等会社が行う取引に伴い、農林中央金庫又は当該業務高度化等会社が行う業務に係る顧客の利益が不当に害される著しいおそれがないと認められること。

3 前二項の規定は、法第七十二条第八項ただし書の規定による認可（農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有することとなった業務高度化等会社の議決権について引き続きその基準議決権数を超えて保有すること又は子会社となった外国の業務高度化等会社を引き続き子会社とすること）についての認可に限る。）について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、法第七十二条第九項において準用する同条第七項の規定による認可（業務高度化等会社に該当する子会社としようとすることについての認可に限る。）及び同条第十項の規定による認可について準用する。

5 法第二十四条第五項の規定は、第一項第五号（前二項において

号、第四号、第六号及び第七号（それぞれ前二項において準用する場合を含む。）並びに前二項に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第百一条 法第七十二条第十八項の規定による総会への報告は、次に掲げる規定の認可又は承認を受けて議決権を有している認可対象会社又は子会社対象会社以外の外国の会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

一 法第七十二条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）

二 法第七十二条第五項ただし書

三 法第七十二条第八項

四 法第七十二条第十一項

五 法第七十二条第十二項ただし書

六 法第七十二条第十四項

（従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

準用する場合を含む。）第二項第四号、第六号及び第七号並びに第三項に規定する議決権について準用する。

（子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第百一条 法第七十二条第十二項の規定による総会への報告は、農林中央金庫が同条第七項の認可を受けて議決権を有している認可対象会社の最終の事業報告の内容を記載した書面、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面又はこれらの書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を示して行わなければならない。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

（従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二条 農林中央金庫は、法第七十二条第十九項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 その他参考となるべき事項を記載した書面

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二百三条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 農林中央金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
- 三 農林中央金庫又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得（農林中央金庫又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式等の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）
- 四 農林中央金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（農林中央金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

第二百二条 農林中央金庫は、法第七十二条第十三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 その他参考となるべき事項を記載した書面

(法第七十三条第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第二百三条 法第七十三条第二項の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 農林中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得
- 二 農林中央金庫又はその子会社の代物弁済の受領による株式等の取得
- 三 農林中央金庫又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式等の取得（農林中央金庫又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式等の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）
- 四 農林中央金庫又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式等に係る議決権の取得（農林中央金庫又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 農林中央金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の
転換

六 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の株式
等の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の定款
の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の
変更

八 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の自己
の株式等の取得

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第九十五条第十一
項に規定する処分を行おうとする場合又は事業再生会社の議決
権について同条第十二項に規定する処分を行おうとする場合に
おいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲
渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分すること
ができないこと。

十 農林中央金庫又はその子会社の取引先である会社との間の合
理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行
する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に
処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に
該当するものを除く。）その他合理的な理由があるものとして
あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けた場合

十一 農林中央金庫の子会社である第九十七条第二項第二十一号
に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁

五 農林中央金庫又はその子会社が株式を所有する会社の株式の
転換

六 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の株式
等の併合若しくは分割又は株式無償割当て

七 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の定款
の変更による株式等に係る権利の内容又は一単元の株式の数の
変更

八 農林中央金庫又はその子会社が株式等を所有する会社の自己
の株式等の取得

九 新規事業分野開拓会社等の議決権について第九十五条第九項
に規定する処分を行おうとする場合又は事業再生会社の議決権
について同条第十項に規定する処分を行おうとする場合におい
て、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡す
ることが著しく困難であるため当該議決権を処分することがで
きないこと。

十 農林中央金庫又はその子会社の取引先である会社との間の合
理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行
する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に
処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に
該当するものを除く。）その他合理的な理由があるものとして
あらかじめ農林水産大臣及び金融庁長官の承認を受けた場合

十一 農林中央金庫の子会社である第九十七条第二項第二十一号
に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を営む会社が農林漁

業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第七条の規定による同法第三条第一項の承認の取消しを受けたことにより第十三条第一項第六号に掲げる株式等に係る議決権に該当しなくなった議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないこと。

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 農林水産大臣及び金融庁長官は、第一項第十号の規定による承認の申請があったときは、農林中央金庫が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第七条の規定による同法第三条第一項の承認の取消しを受けたことにより第十三条第一項第六号に掲げる株式等に係る議決権に該当しなくなった議決権について、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を処分することができないこと。

2 前項第十号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他参考となるべき事項を記載した書面

3 農林水産大臣及び金融庁長官は、第一項第十号の規定による承認の申請があったときは、農林中央金庫が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(特例対象会社)

第四百四条の二 法第七十三条第八項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。第三項及び第五十条第一項第二十一号において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、第九十五条第五項第九号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

(特例対象会社)

第四百四条の二 法第七十三条第九項の主務省令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（農林中央金庫の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 農林中央金庫又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となっているもの

ロ 当該株式会社に農林中央金庫又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生、地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して作成した事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずるもの

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

「号の細分を削る。」

2 前項に規定する会社のほか、会社（農林中央金庫の子法人等に

該当しないものに限る。）であつて、その議決権を農林中央金庫若しくはその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）の第百三条第一項第一号又は第二号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が農林中央金庫又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合にあつては、当該事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該事由によらずに新たに取得されない限り、農林中央金庫に係る法第七十三条第八項の主務省令で定める会社に該当するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、特定子会社はその取得した特例事

業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から農林中央金庫に係る法第七十三条第八項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第九十七条第二項第二十四号に掲げる業務を営む会社（農

林中央金庫の子会社等以外の会社に限る。）

「項を加える。」

2 前項の規定にかかわらず、特定子会社はその取得した特例事業

再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日から農林中央金庫に係る法第七十三条第九項の主務省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば農林中央金庫又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権の数（その総株主等の議決権に百分

分の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。
）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

4 法第七十三条第八項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社がその議決権を基準議決権数を超えて保有する会社（農林中央金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算してその基準議決権数を超える議決権を保有していないものに限る。）とする。

5 法第二十四条第五項の規定は、前三項に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、農林中央金庫代理業

の十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。
）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に農林中央金庫又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権の数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3 法第七十三条第九項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子法人等及び関連法人等であつて、当該会社の議決権を、農林中央金庫又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4 法第二十四条第五項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（農林中央金庫代理業の許可の審査）

第二百二十三条 農林水産大臣及び金融庁長官は、法第九十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、準用銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項を審査するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること。

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、農林中央金庫代理業

開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、農林中央金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で農林中央金庫代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別農林中央金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる特別農林中央金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

開始後三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 農林中央金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、農林中央金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる要件に該当し、十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事務所で農林中央金庫代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別農林中央金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次の(1)又は(2)に掲げる特別農林中央金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で農林中央金庫代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む農林中央金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該農林中央金庫代理業の業務を営む営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該農林中央金庫代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を主たる営業所又は事務所に、それぞれ配置していること。ただし、特別農林中央金庫代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別農林中央金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であることとし、一の営業所又は事務所においてのみ当該農林中央金庫代理業の業務を営む場合は、統括責任者を置くことを要しない。

(2) 法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことがある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者

ロ 申請者が法人（二以上の事務所で農林中央金庫代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む農林中央金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該農林中央金庫代理業の業務を営む営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該農林中央金庫代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあつては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該農林中央金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を主たる営業所又は事務所に、それぞれ配置していること。ただし、特別農林中央金庫代理行為を行う場合にあつては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別農林中央金庫代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であることとし、一の営業所又は事務所においてのみ当該農林中央金庫代理業の業務を営む場合は、統括責任者を置くことを要しない。

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者と認められる者

ハ 法第九十五条の二第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等農林中央金庫代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 農林中央金庫代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成、組織等により、農林中央金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により農林中央金庫代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと

(1) 当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介 当座預金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当座預金業務を的確に遂行することができる者と認められる者

(2) 法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為 資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であつて、当該業務を的確に遂行することができる者と認められる者

ハ 法第九十五条の二第二項第一号及び第三号に規定する行為を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理する等農林中央金庫代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 農林中央金庫代理業に関する内部規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされる等法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成、組織等により、農林中央金庫代理業を的確、公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあると認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により農林中央金庫代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと

ができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は法第八十六条の規定により農林中央金庫が解散を命ぜられた場合

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二

ができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、経営管理委員、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、これらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消の日から五年を経過しない者

(1) 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は法第八十六条の規定により農林中央金庫が解散を命ぜられた場合

(2) 銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二条の三十四第一項の規定により同法第五十二条の十七第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二

条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

- (3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

- (4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

- (5) 労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

- (3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第二項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された場合

- (4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により信用金庫法第四条の免許を取り消され、又は信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

- (5) 労働金庫法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は同法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第百六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合

(7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 水産業協同組合法第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(6) 中小企業等協同組合法第百六条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第百六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六條の三第一項の許可を取り消された場合

(7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(8) 水産業協同組合法第百八条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合法第百六条第一項の許可を取り消され、又は同法第二百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第八十一条において準用する場合を含む。)の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第六十一条の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項(法第九十五条の四第一項、長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項及び水産業協同組合法第八十一条において準用する場合を含む。)の規定により法第九十五条の二第一項の許可、銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可若しくは水産業協同組合法第六十一条の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合

、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十五条の二第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

- (1) 準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人
- (2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十

、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第九十五条の二第一項若しくは貸金業法第三条第一項と同種類の許可若しくは登録を取り消され、又は当該許可若しくは当該登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

- (1) 準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員、監事若しくは会計監査人
- (2) 銀行法第二十七条若しくは第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員
- (3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十

七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定に

七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに類する職にある者又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項で準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は信用金庫法第八十九条第五項で準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 労働金庫法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(7) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定に

より改選を命ぜられた役員

(8) 水産業協同組合法第八十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、役員のうち次に次のいずれかに該

より改選を命ぜられた役員

(8) 水産業協同組合法第八十条第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により改選を命ぜられた役員

(9) 貸金業法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法又は貸金業法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 申請者が法人であるときは、役員のうち次に次のいずれかに該

当する者がいないこと。

イ 前号二(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 精神の機能の障害により農林中央金庫代理業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ニ 前号ロからチまでのいずれかに該当する者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が農林中央金庫代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 農林中央金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、

当する者がいないこと。

イ 前号二(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 精神の機能の障害により農林中央金庫代理業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ニ 前号ロからチまでのいずれかに該当する者

六 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務以外である場合においては、次のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が農林中央金庫代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 農林中央金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、

貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロ(2)において同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。) であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。) であることその他の兼業業務における顧客との取引関係に照らして、農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること (申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合及び農林中央金庫から地域における人口の減少等に伴う農林中央金庫の事務所の廃止その他これに類するものを理由として委託を受けて農林中央金庫代理業を営む場合を除く。)

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他農林中央金庫代理業の内容に照らして兼業業務を営むことが顧客の保護に欠け、又は農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が生じるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イ、ロ、ニ及びホのいずれにも該当せず、かつ、農林中央金庫代理業として行う法第九十五条の二第二項第

貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。次号ロにおいて同じ。) (貸付けの金額が一千万円を上限とするものに限る。) であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。) であることその他の兼業業務における顧客との取引関係に照らして、農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること (申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定める者である場合を除く。)

ニ 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、農林中央金庫代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ホ その他農林中央金庫代理業の内容に照らして兼業業務を営むことが顧客の保護に欠け、又は農林中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が生じるおそれがあると認められること。

七 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証、手形の引受けその他の信用の供与を行う業務である場合においては、前号イからホまでのいずれにも該当せず、かつ、その業務について農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益

二号に掲げる行為の内容及び方法が次のいずれかに該当すること（その業務について農林中央金庫と農林中央金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合にあつては、前号イからホまでのいずれにも該当しないこと。）。

イ 農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものであること。

ロ 事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引以外を内容とする契約の締結の代理又は媒介であつて、次のいずれにも該当すること（イに該当する場合を除く。）。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること。

(2) 規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関するものでないこと。

(3) 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、銀行代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、農林中央金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の農林中央金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとして行ふこと。

「号の細分を削る。」

が相反する取引が行われる可能性がないと認められる場合を除き、農林中央金庫代理業として行う法第九十五条の二第二項第二号に掲げる行為（農林中央金庫が受け入れたその顧客の預金等又は国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次のいずれにも該当すること。

イ 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

ロ 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に関するものでないこと。

ハ 兼業業務として信用の供与を行っている顧客に対し、農林

(届出事項)

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）の設置、移転、又は廃止をした場合（第二十六号に該当する場合を除く。）

二 削除

- 三 農林中央金庫の役員を選任しようとする場合又は役員が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 農林中央金庫の役員を選任又は退任（以下この号及び第三号の四において「選退任」という。）があつた場合（役員を選退任の前に、役員を選任しようとする旨又は役員が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

(届出事項)

中央金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面又は電磁的方法による同意を得て、農林中央金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の農林中央金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしていること。

第百五十条 農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）の設置、移転、又は廃止をした場合（第二十一号の二に該当する場合を除く。）

二 削除

- 三 農林中央金庫の役員を選任しようとする場合又は役員が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 農林中央金庫の役員を選任又は退任（以下この号及び第三号の四において「選退任」という。）があつた場合（役員を選退任の前に、役員を選任しようとする旨又は役員が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

三の三 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四 会計監査人の選退任があつた場合（法第二十六条の二第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 法第三十五条第一項の書類を通常総会に提出した場合

五 預金の利子（奨励金その他金利に準ずるものを含む。）を決定し、又は変更しようとする場合

六及び七 削除

八 農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率を算出する際に、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等（農林中央金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十六号及び第三十七号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

九 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

十 第五十九条に規定する者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く

三の三 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の四 会計監査人の選退任があつた場合（法第二十六条の二第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 法第三十五条第一項の書類を通常総会に提出した場合

五 預金の利子（奨励金その他金利に準ずるものを含む。）を決定し、又は変更しようとする場合

六及び七 削除

八 農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率を算出する際に、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等（農林中央金庫の子法人等であつて連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

九 前号に規定する方法の使用を中断しようとする場合

十 第五十九条又は第七十五条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第七十二条第四項の規定による認可を受けて農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）

十一 その特殊関係者が、特殊関係者でなくなった場合
「号を削る。」

十二 特定取引勘定を設けようとする場合

十三 第六十五条第二項に規定する特定取引（次項において「特定取引」という。）として経理しようとする取引の種類その他第二項第三号に定める書面に係る事項を変更し、又は特定取引勘定を廃止しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

十四 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十八号において同じ。）とした場合（法第七十二条第十九項第一号の規定及び第十六号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

十五 法第七十二条第四項の規定による認可を受けて農林中央金

十一 その特殊関係者が、特殊関係者でなくなった場合

十二 その特殊関係者が、その業務内容を変更することとなった場合

十三 特定取引勘定を設けようとする場合

十四 第六十五条第二項に規定する特定取引（次項において「特定取引」という。）として経理しようとする取引の種類その他第二項第三号に定める書面に係る事項を変更し、又は特定取引勘定を廃止しようとする場合（軽微な変更をしようとする場合を除く。）

十五 農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社）にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第七十二条第十三項第一号の規定により届出をしなければならぬ場合を除く。）

「号を加える。」

庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（第十号及び前号に該当する場合を除く。）

十六 子会社対象会社以外の外国の会社（法第七十二条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の規定による認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び同条第十九項第二号に該当する場合を除く。）

十七 子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第七十二条第十九項第二号に該当する場合及び第十四号に該当する場合を除く。）

「号を削る。」

十八 その子会社（新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社を除く。）が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置の変更（変更前の位置に復することが明らかなる場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第七十二条第十九項第二号に該当する場合及び次号に該当する場合を除く。）

十九 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する他業業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十五の二 法第七十二条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合

「号を加える。」

十六 その子会社の議決権を取得し、又は保有することとなった場合

十七 その子会社が、名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第七十二条第十三項第二号に掲げる場合を除く。）

十七の二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有する業務高度化等会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

〔号を削る。〕

二十 法第七十二条第十四項の規定による承認を受けた事項を
行した場合（同条第十九項第二号に該当する場合を除く。）

二十一 農林中央金庫又はその子会社が、他の会社（外国の会社
、新規事業分野開拓会社等、事業再生会社、他業業務高度化等
会社及び特例事業再生会社を除く。）の議決権を合算して、そ
の基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場
合（当該他の会社が農林中央金庫の子会社又は特殊関係者とな
った場合を除く。）

〔号を削る。〕

二十二 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権
数を超えて有することとなった国内の会社の議決権のうち、そ
の基準議決権数を超える部分の議決権を有しないこととなった
場合

二十三 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権
数を超えて議決権を有する子会社対象会社（農林中央金庫の子
会社及び外国の会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者
（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可

十七の三 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決
権数を超えて議決権を保有する業務高度化等会社が名称、本店
若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し
、又は業務の全部を廃止した場合（前二号の場合を除く。）
〔号を加える。〕

十八 農林中央金庫又はその子会社が、第百三条第一項各号に掲
げる事由により、国内の会社の議決権を合算して、その基準議
決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十九 農林中央金庫又はその子会社が、国内の子会社対象会社（
業務高度化等会社を除く。）の議決権を合算して、その基準議
決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

二十 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数
を超えて有することとなった国内の会社及び事業再生会社の議
決権のうち、その基準議決権数を超える部分の議決権を有しな
いこととなった場合

二十一 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権
数を超えて議決権を有する会社（農林中央金庫の子会社及び外
国の会社を除く。）がその業務内容を変更することとなったこ
とを知った場合

対象会社に該当する会社となったことを知った場合

二十四 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（農林中央金庫の子会社及び外国の会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となったことを知った場合（前号に該当する場合を除く。）

二十五 農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する法第七十二第一項第十二号に掲げる会社（農林中央金庫の子会社及び他業業務高度化等会社を除く。）又は農林中央金庫の特殊関係者（同号に掲げる会社（他業業務高度化等会社を除く。）に限る。）が他業業務高度化等会社となったことを知った場合

二十六 外国において主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置、移転、若しくは廃止又は当該事務所等において取り扱う業務の範囲を変更しようとする場合

二十七 農林中央金庫の職員が常駐する施設であつて外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をしようとする場合

二十八 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

合

「号を加える。」

「号を加える。」

二十一の二 外国において主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置、移転、若しくは廃止又は当該事務所等において取り扱う業務の範囲を変更しようとする場合

二十一の三 農林中央金庫の職員が常駐する施設であつて外国に所在するもの（事務所等を除く。）の設置、移転、又は廃止をしようとする場合

二十二 外国において行う外国銀行代理業務に係る所属外国銀行が次のいずれかに該当する場合

イ 資本金又は出資の額を変更した場合

ロ 商号若しくは名称又は主たる営業所の所在地を変更した場合

合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

二十九 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四十三号）第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

三十 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

三十一 農林中央金庫、その子会社又は業務受託者（第三項において「農林中央金庫等」という。）において不祥事件（業務受託者にあつては、農林中央金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

三十二 再生手続開始の申立てをし、又は再生計画認可の決定が確定し、若しくは再生計画がその効力を失つた場合

三十三 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対し抗告し、又は抗告に対し裁判所の決定を受けた場合

ハ 合併をし、会社分割により事業を承継させ、若しくは承継し、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受けをした場合

ニ 解散（合併によるものを除く。）をし、又は銀行業の廃止をした場合

ホ 銀行業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を取り消された場合

ヘ 破産手続開始の決定があつた場合

二十三 劣後特約付金銭消費貸借（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四十三号）第二条第六項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

二十四 劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

二十五 農林中央金庫、その子会社又は業務受託者（第三項において「農林中央金庫等」という。）において不祥事件（業務受託者にあつては、農林中央金庫が委託する業務に係るものに限る。）が発生したことを知つた場合

二十六 再生手続開始の申立てをし、又は再生計画認可の決定が確定し、若しくは再生計画がその効力を失つた場合

二十七 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対し抗告し、又は抗告に対し裁判所の決定を受けた場合

三十四 農林中央金庫代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した農林中央金庫代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

三十五 法第五十四条第四項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

三十六 専ら農林中央金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が農林中央金庫以外の者から資本調達を行おうとする場合

三十七 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置をしようとする場合 理由書、取り扱う業務の範囲を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面

二 前項第四号に掲げる場合 法第三十五条第一項に規定する事業報告及び附属明細書

二十八 農林中央金庫代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した農林中央金庫代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

二十九 法第五十四条第四項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

三十 専ら農林中央金庫の自己資本の充実に資する資金の調達（以下この号及び次号において「資本調達」という。）を行うことを目的として設立された連結子法人等が農林中央金庫以外の者から資本調達を行おうとする場合

三十一 前号の連結子法人等が資本調達に係る期限前弁済又は期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）

2 農林中央金庫は、前項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に規定する書面）を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等の設置をしようとする場合 理由書、取り扱う業務の範囲を記載した書面その他参考となるべき事項を記載した書面

二 前項第四号に掲げる場合 法第三十五条第一項に規定する事業報告及び附属明細書

三 前項第十二号に掲げる場合 次に掲げる書面

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書面

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書面

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書面

ニ 内部取引（農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第六十五条第二項第五号から第十五号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十八号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

3

第一項第三十一号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫等又はその従業者（農林中央金庫等が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員（が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。）

一 農林中央金庫の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は

三 前項第十三号に掲げる場合 次に掲げる書面

イ 特定取引として経理しようとする取引の種類及び当該取引を行う部署の名称を記載した書面

ロ 時価等の算定（特定取引に係る利益若しくは損失又は当該取引の対象となる財産の価格を算定することをいう。）を行う部署の名称を記載した書面

ハ 特定取引及びその対象となる財産とその他の取引及び財産との区別に関する経理の方針（特定取引勘定を設ける前に行った取引及びその対象となる財産についての区別に関する経理の方針を含む。）を記載した書面

ニ 内部取引（農林中央金庫の内部において特定取引勘定とその他の勘定との間で行う第六十五条第二項第五号から第十五号までに掲げる取引（当該取引に類似し、又は密接に関連する取引として同項第十八号の規定により特定取引とされる取引を含む。）をいう。）を行う場合（当該取引を解約する場合を含む。）の取扱いに関する事項を記載した書面

3

第一項第二十五号に規定する不祥事件とは、農林中央金庫等又はその従業者（農林中央金庫等が法人であるときは、その役員（役員が法人であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員（が次のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。）

一 農林中央金庫の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は

預金等に係る不当契約の取締に関する法律に違反する行為

三 法第五十九条の二、法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号、準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、農林中央金庫の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 外国において発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので発生地^の監督当局に報告したもの

六 その他農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

4 第一項第三十一号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫が知った日から三十日以内に行わなければならない。

5 農林中央金庫は、第一項第三十四号又は第三十五号に掲げる場合において届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

預金等に係る不当契約の取締に関する法律に違反する行為

三 法第五十九条の二、法第五十九条の三において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号、準用銀行法第五十二条の四十五又は法第九十五条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八条各号の規定に違反する行為

四 現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、農林中央金庫の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五 外国において発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので発生地^の監督当局に報告したもの

六 その他農林中央金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

4 第一項第二十五号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を農林中央金庫が知った日から三十日以内に行わなければならない。

5 農林中央金庫は、第一項第二十八号又は第二十九号に掲げる場合において届出をしようとするときは、次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 契約を締結した場合には、委託契約書の写し

三 その他農林水産大臣又は金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

6 第一項第二十二号に掲げる場合において、法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第九号に規定する特定子会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

7 第一項第二十一号から第二十五号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等又は当該事業再生会社は、農林中央金庫の子会社に該当しないものとみなす。

8 法第二十四条第五項の規定は、第一項第十号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十一号から第二十五号まで並びに前二項に規定する議決権について準用する。

三 その他農林水産大臣又は金融庁長官が必要と認める事項を記載した書面

「項を加える。」

「項を加える。」

6 法第二十四条第五項の規定は、第一項第十七号の二から第二十号までに規定する議決権について準用する。

別紙様式第8号(第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
年度(年 月 日から)
 (年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度(年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

[1～5 略]

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

[表略]

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第26号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) [略]

[7～15 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第8号(第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
年度(年 月 日から)
 (年 月 日まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度(年 月 日から) 事業概況書
 (年 月 日まで)

[1～5 同左]

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

[同左]

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第21号の2に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) [同左]

[7～15 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第9号（第111条第1項関係）（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所

農 林 中 央 金 庫

代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 略]

（記載上の注意）

[1～5 略]

第1 事業概況書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで） 事業概況書

[1～5 略]

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

[表略]

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第26号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) [略]

[7～16 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第9号（第111条第1項関係）（日本産業規格A4）

業 務 報 告 書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで）

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日

住 所

農 林 中 央 金 庫

代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

[第1～第6 同左]

（記載上の注意）

[1～5 同左]

第1 事業概況書

年度（ 年 月 日から
年 月 日まで） 事業概況書

[1～5 同左]

6 事務所の増減

(1) 当年度の事務所の増減

[同左]

(注) 「その他事務所等」とは、農林中央金庫法施行規則第150条第1項第1号に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等並びに同項第21号の2に規定する主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等をいう。

(2) [同左]

[7～16 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式 13 号 (第 141 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

農林中央金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

[略]

[1～5 略]

6 農林中央金庫代理業の実施状況

(1) [略]

(2) 貸出金関係

① [略]

② 媒介

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農林中央金庫法施行規則第 123 条第 6 号ハに規定する規格化された貸付商品を用いる。)の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 略]

別紙様式第 14 号 (第 141 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

農林中央金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

別紙様式第 13 号 (第 141 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

農林中央金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

年 月 日

主たる事務所
の所在地
名 称
氏 名

(記載上の注意)

[同左]

[1～5 同左]

6 農林中央金庫代理業の実施状況

(1) [同左]

(2) 貸出金関係

① [同左]

② 媒介

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農林中央金庫法施行規則第 123 条第 3 号イ(1)に規定する規格化された貸付商品を用いる。)の件数及び媒介額を内書すること。

[(3)・(4) 同左]

別紙様式第 14 号 (第 141 条第 1 項関係) (日本産業規格 A 4)

農林中央金庫代理業に関する報告書

(年 月 日から)
(年 月 日まで)

	年 月 日		年 月 日
		主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名	主たる営業所 又は事務所の 所在地 商号又は名称 代 表 者 氏 名
(記載上の注意)			(記載上の注意)
[略]			[同左]
[1～5 略]			[1～5 同左]
6 農林中央金庫代理業の実施状況			6 農林中央金庫代理業の実施状況
(1) [同左]			(1) [同左]
(2) 貸出金関係			(2) 貸出金関係
① [略]			① [同左]
②媒介			②媒介
[表略]			[同左]
(記載上の注意)			(記載上の注意)
[1～3 略]			[1～3 同左]
4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農林中央金庫法施行規則第123条第6号ハに規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。			4 「件数」及び「媒介額」欄の()には、規格化された貸付商品(農林中央金庫法施行規則第123条第3号イ(1)に規定する規格化された貸付商品をいう。)の件数及び媒介額を内書すること。
[(3)・(4) 略]			[(3)・(4) 同左]
備考 表中の [] の記載及び対象規定の「」重倍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。			